

地域学校協働活動担当者会議設置要綱

(設置)

第1条 「地域学校協働活動」の円滑な運営を図るため、教育事務所に「地域学校協働活動担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 担当者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 「地域学校協働活動」等の推進に係る指導・助言に関する事
- 二 学校と家庭・地域社会との連携・協働の在り方に関する事

(組織)

第3条 担当者会議は、次に掲げる者のうちから教育事務所長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- 一 保護者・地域等の代表者
- 二 各市町村教育委員会の代表者
- 三 小・中学校校長会の代表者
- 四 教育事務所の代表者

2 前項各号の代表者は別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年の3月31日とする。

(議長及び副議長)

第5条 担当者会議に議長及び副議長を置く。議長及び副議長は委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、担当者会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 担当者会議は、教育事務所長が招集する。

- 2 議長は、議事を整理する。
- 3 委員がやむを得ず出席できない場合は、所属の団体及び課からの代理人の出席を認めることとする。
- 4 担当者会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 担当者会議は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 担当者会議の庶務は、教育事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、当該教育事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。